

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 17 日現在

機関番号：17501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24760497

研究課題名(和文) 離別女性の住宅経歴に関する国際比較分析

研究課題名(英文) The Housing Consequences of Divorce for Women in Japan: A Comparative Perspective

研究代表者

川田 菜穂子 (KAWATA, NAHOKO)

大分大学・教育福祉科学部・准教授

研究者番号：90608267

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：戦後日本の住宅システムは、世帯主である男性勤労者が持家を取得することを前提としてきた。しかし日本では結婚や家族形成のあり方が大きく変化し、離婚の増加が顕著である。本研究は、日本と異なる住宅システムとジェンダーの傾向をもつ欧州諸国を比較対象として、離別女性の住宅経歴の実態分析を行うところから、日本の住宅システムの実態と課題を明らかにするものである。国際機関が提供するパネル調査や独自調査の結果を分析したところ、住宅システムの違いにより、各国の離別女性の住宅経歴には異なる傾向がみられた。日本では離別時の女性の転居率が顕著に高く、移動を経験した女性は厳しい住宅条件におかれている。

研究成果の概要(英文)：The housing system in post-war Japan has privileged conventional male-dominated, two-parent households and homeowners. However, Japan is currently experiencing rapid change in its traditional patterns of family formation; increasing divorce rate is one of the most important factors in this transformation. This study explores the housing consequences of divorce for women in Japan, in comparison with the EU countries. Empirical data for this study were drawn from cross-sectional and longitudinal surveys. Different tendencies were observed in the housing pathways of divorced women in each country, against the backdrop of the different housing systems. In Japan, the moving-out rate of divorced women was significantly higher, and women who moved were placed in harsh housing and economic conditions.

研究分野：住居学，住宅政策，建築計画

キーワード：離婚 女性 住宅経歴 住宅政策 国際比較 ジェンダー イギリス フランス

1. 研究開始当初の背景

戦後日本の住宅システム、すなわち公的住宅政策、企業の福利厚生における住宅制度、住宅市場などの住宅を取り巻く包括的なシステムは、世帯主である男性勤労者が持家を取得することを前提として成り立ってきた。しかし 1970 年代以降、日本においては結婚や家族形成のあり方が大きく変化し、離婚の増加が顕著である。このような背景のもと、男性よりも社会経済的に低位におかれがちな離別女性の多くは、住宅の所有形態、アフォーダビリティ（住居費負担）、資産形成、居住水準などの住宅条件に関して、不利な状況におかれている。とくに子ども扶養し、母子世帯を形成する離別女性の貧困率は高く、その住宅条件は厳しい。

離婚の増加は、多くの先進諸国にみられる共通の現象である。しかし、異なる住宅システムのもと、各国の離別女性の住宅条件や住宅経歴は、違った傾向を持つと考えられる。国際住宅研究の領域では、欧州諸国を中心に、家族形成と住宅システムの間を明らかにする研究が蓄積されており、比較研究が進んでいる。近年では、新たな世帯形成・世帯増をもたらす離婚やパートナーシップに着目するいくつかの住宅研究がなされている。しかし、日本においては、家族形成と住宅システムの間を明らかにする実証研究の蓄積は乏しく、比較研究もほとんどなされていない。とりわけ離婚と住宅に関する調査研究は少ない。

2. 研究の目的

本研究は、日本と異なる住宅システムとジェンダーの傾向を持つ欧州諸国を対象として、離別女性の住宅条件や住宅経歴の比較分析を行うところから、日本の住宅システムの実態と課題をジェンダーの視点から明らかにしようとするものである。比較対象として欧州諸国を中心にとりあげ、とくにイギリス、フランスについて詳細な分析を行う。そのうえで、日本について、離別女性の住宅条件不利を克服するための住宅政策の課題を抽出し、その再編の方向性について検討する。

3. 研究の方法

欧州諸国における既往研究や政策資料をレビューし、各国の住宅システムの特徴を把握する。また、国際機関が提供する既往調査の個票データを独自に分析し、各国の離別女性の住宅条件を明らかにする。そして、背景にある住宅システムとの関連について考察する。さらに、離別女性の離別前からの住宅経歴を把握し、とくに離別時の住宅移動や財産分与の動向を捉える。とくにイギリスとフランスについては、国際機関が提供する既往

調査の個票データ利用や独自調査の実施を通じて、日本との詳細な比較を行う。

(1) 先行研究のレビュー

とくに欧州諸国での研究蓄積に着目し、離婚と住宅に関して、また、住宅システムとジェンダーに関して、何が問題とされ、どのような理論が検討されてきたのかを把握する。住宅に関連する国際ジャーナル、単行書、国際機関が発行するレポート、政策資料等が主なレビュー対象である。

(2) 住宅システムとジェンダーに関する比較分析

日本と欧州諸国(主にイギリス、フランス)について、公的住宅政策、社会保障・社会福祉・企業の福利厚生における住宅制度、住宅市場などの住宅を取り巻く包括的なシステムについて、その特性をジェンダーの視点から横断的に明らかにする。また離別後の生活に大きな影響を与える夫婦財産制度に着目し、各国の特徴をとらえる。ここでは、既往研究や各国の政策資料のレビューに加えて、有識者へのヒアリングなどから情報を体系的に収集・整理・分析する。

(3) 離別女性の住宅条件に関する比較分析

各国政府が提供する公刊統計のみならず、LIS Cross-National Data Center in Luxembourg(以下 LIS)や国連の Generations and Gender Programme(以下 GGP)が提供する個票データを独自に集計・分析することを通じて、離別女性がどのような住宅条件におかれているのかの位置づけを明らかにする。ここで言う住宅条件とは、住宅所有形態、アフォーダビリティ(住居費負担)住宅・土地等の資産形成、居住水準、住宅の周辺環境など、住宅を取り巻く諸条件を示す。ジェンダーと配偶関係を分析の枠組みに設定し、各国のなかで、性別や有配偶、未婚、離別、死別などの違いによって住宅条件がどのように異なるのかに着目し、国による離別女性の住宅条件の特性を明らかにする。

(4) 離別女性の住宅経歴に関する比較分析

離別女性の住宅経歴に関する比較分析は、日本の比較対象として、イギリス、フランスの2つの国をとりあげる。イギリスについては、パネル調査 The British Household Panel Survey(以下 BHPS)を利用し、1999年から2009年までの離婚ケースを抽出したうえで、離別時の住宅移動や離別前後の住宅所有形態の変化、生活変化等に着目する。日本での調査結果と比較し、背景にある住宅システムが離別女性の住宅経歴にどのように影響しているのかについて考察

する。

また、フランスは LIS データに母子世帯調査のサンプルが含まれていることから、とくに母子世帯を形成する離別女性に着目した集計・分析を行う。ここでは、住宅所有形態や住居費負担等の住宅条件の詳細を明らかにするとともに、公的住宅手当や公的扶助が離別女性や離別母子世帯の貧困率の軽減にどのように影響するのかを把握する。また離別女性やひとり親世帯への住宅支援を実施している公的機関や NPO・NGO 団体にヒアリングし、取組み内容や課題を把握する。これらの結果をふまえて、首都パリ圏に居住する離別女性（同棲婚や PACS 等も含む）を対象とした事例調査を実施し、離別に伴う住宅移動や財産分与など、住宅確保の実態と課題を詳細に把握する。

（５）住宅システムとジェンダーに関する理論の構築と課題の抽出

以上の離別女性の住宅条件、住宅経歴に関する国際比較分析を通じて、住宅システムとジェンダーに関する理論の検討を行い、先進諸国のなかでの日本の位置づけについて把握する。また、日本について、離別女性の貧困や住宅条件不利を克服するための住宅政策の課題を抽出し、改善策を検討する。

４．研究成果

離別女性の住宅条件に関する実態分析は、日本と欧州諸国を対象に行った。各国ともジェンダーによる大きな違いがみられるが、とくに母子世帯を形成する離別女性が不利な状況におかれていること、離別女性の居住実態の特徴として、持家率が低い、居住水準が低い（室数・面積・設備等）などの傾向がみられることが明らかになった。母子世帯を形成する離別女性は、同水準の収入階層と比べて、住居費負担が低い傾向がみられる。低質・低廉な住宅に居住することで、住居費負担を軽減していることが示唆される。以上の特徴は、日本においてとくに顕著であった。イギリス、フランスに着目すると、社会住宅が多く供給されており、公的住宅手当が普及している。両国とも離別女性の社会住宅居住率、公的住宅手当受給率が国全体のレベルに比べて高く、住居費負担を考慮すると離別女性の貧困率が低減することが数値で確認できた。一方、日本の離別女性について、公的住宅に居住する割合は国全体と比較して高いものの、1割程度であった。公的住宅手当に相当する生活保護の住宅扶助の受給率も相当に低いことが推測されることから、日本においては、離別女性の貧困の緩和に、住宅政策がほとんど寄与していない。

各国の住宅事情や離別女性の住宅条件に

ついて、既存の福祉レジーム論とジェンダーや住宅レジーム論に関連させてその傾向をみると、男性稼ぎ主型の社会保障を中心とする国では、持家率が高く、社会的住宅の供給が少ないこと、とくに離別母子世帯の貧困率が高いことなどが特徴としてあげられる。

住宅経歴に関する日本とイギリスの比較では BHPs の個票データを独自に集計して、離別時の住宅移動に関する詳細な分析を行った。離別時に転居する割合は両国とも女性で高いが、日本でとくに顕著であった。また、離別後の住宅について、日本においては、民営借家、親の持家が多いのに対して、イギリスでは、社会住宅、持家が多い傾向がみられた。女性の経済的地位に加えて、住宅名義、夫婦財産制などジェンダーに関する要因が大きく影響していることが示唆される。BHPs の離婚データの分析は、現在も継続中である。今後さらにサンプルの増加（分析対象の調査年度の追加）さらなる分析を加えて、論文発表等につなげたい。

フランスについては、LIS データについて、母子世帯調査のサンプルが含んでいることから、母子世帯を形成する離別女性に着目し、詳細な分析を進めることができた。離別母子世帯のなかで社会住宅に居住する割合は約4割を占め、公的住宅手当の受給率も3割を超える。各種手当が配分される前の所得でみると離別女性の貧困率は高いが、最低所得保障や家族手当に加えて、公的住宅手当の受給が貧困率の低減に大きく寄与している。住居費を考慮して貧困率を算定すると、低家賃の社会住宅への入居も、貧困率の低減する効果が大きいことが確認できた。

またフランス現地で実施した離別女性、ひとり親世帯に住宅支援を実施している行政（パリ市助役・緊急住宅運営 CHRS）や、NPO・NGO 団体（ひとり親家族組合連合 FSFM・家族組合連合 La CSF・ピエール神父財団等）へのヒアリング調査から、近年の住宅難によって生活に困窮する女性増加し、それらへの対策が急務な課題になっていること、離別女性の自立については、就労支援よりも住宅確保に関する支援が第一であること（ハウジング・ファースト）、相談事業を含む多様な住宅支援策が展開されていることなどを把握した。

これら調査結果をふまえて、首都パリ圏に居住する母子世帯を形成する離別女性（同棲や PACS の解消を含む）を対象に、住宅経歴に関する事例調査を行った。はじめに4名の離別女性に、離別から現在にいたるまでの住宅経歴、離別時の財産分与、住宅の確保・維持に関する課題や意向の詳細を把握するためのデプスインタビューを実施した。そのうえで、50名の離別女性に現地調査会社のパネル登録者を対象に WEB を利用した調査を実施

した。ここでは、論点を明確にするため、フランス国籍を有し、子どもを扶養する離別女性を対象を限定した。これらの事例調査からは、子どもの居住権が重視されるフランスでは、子どもを扶養する離別女性が継続して居住する傾向にあること、移動する場合にも、子どもの環境変化を最小限にし、父親との面会を考慮して、結婚時の住宅の近隣に新しい住宅を確保する事例が多いことなどが明らかになった。また、住宅価格や家賃が高止まりするパリ首都圏において、社会住宅への入居や住宅手当の受給が離別後の生活を支えていることがうかがえた。一方で、社会住宅への入居待機時間が長いこと、家賃やローンに加えて、住宅に関する管理費が高騰し家計を圧迫していることなどが課題としてあがった。また、最低所得保障対象の基準以上である中低所得の女性では住宅手当をはじめとする各種手当の対象となりにくく、住宅確保や住居費支払いの継続に困窮する事例がみられた。

日本においては、これまで男性勤労者の持家取得を前提とし、持家政策を中心に住宅政策が展開されてきた、しかし、今後ますます離別を経験する女性が増えることが予想される。とくに労働市場で不利な条件におかれがちな日本の離別女性は、継続居住や住宅確保について困難に陥る可能性が高い。男性と比べた場合の経済的地位の低さだけでなく、子どもを養う場合が多いこと、夫婦財産制や住宅名義など、様々なジェンダー要因が、離別女性の住宅条件不利を生み出している。このような住宅条件のジェンダー不平等に対して、欧州諸国のいくつかの国では、社会住宅の供給や公的住宅手当がその解消に寄与している。日本においては、公営住宅において母子世帯の優先入居が実施されているが、供給量が絶対的に少なく、希望する多くの世帯が入居できていない。住宅手当に相当する生活保護(住宅扶助)の受給率も極めて低い。公営住宅の供給を維持し、拡充を検討するとともに、生活保護から独立した住宅手当の創設が検討されてよい。とくに、子どもを扶養するひとり親の住宅支援は対策が急がれる。住宅政策が、居住水準の改善につながるだけでなく、その所得再分配機能がジェンダー不平等や貧困の解消に寄与することをふまえ、公的住宅、および住宅手当を中心とした多様な支援が整備されることが必要である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

川田菜穂子：女性の貧困と住宅アフォーダ

ビリティ, 住宅会議, 91号, pp.10-13, 2014年, 査読無

川田菜穂子, 平山洋介: 所得格差と住まい～住居費負担に着目して～, 日本建築学会住宅セーフティネットの再構築を考える～居住貧困を解消するシステムはどうあるべきか～, pp.67-70, 2014年, 査読無

[学会発表](計5件)

川田菜穂子: シングルの居住条件に関する研究, 日本建築学会九州支部・建築計画委員会研究懇談会, 2013年3月2日, 大分県労働福祉会館(大分県大分市)

川田菜穂子, 平山洋介: 離婚に伴う住宅移動と財産分与, 日本家政学会第66回大会, 2014年5月25日, 北九州国際会議場(福岡県北九州市)

川田菜穂子: 若者・女性の住まいの貧困と居住支援, 大阪市立大学大学院生活科学研究科, 第3回居住福祉デザインゼミ(招待講演), 2014年6月21日, 大阪市立大学大学院生活科学研究科(大阪府大阪市)

川田菜穂子: 居住貧困と住宅政策の提言～住宅政策提案書から～, 反貧困ネットワークあいち, 第5回総会記念シンポジウム・新たな社会保障制度の構築と居住保障(招待講演), 2014年6月7日, 愛知県司法書士会館(愛知県名古屋市)

Nahoko KAWATA, Yosuke HIRAYAMA: Divorce, Mobility and Asset Distribution in Japan, European Network for Housing Research 2015 Lisbon Conference, 29 June, 2015, Lisbon University Institute (Lisbon, Portugal)

[図書](計1件)

住宅政策提案・検討委員会(川田菜穂子他): 住宅政策提案書, ビッグイシュー基金, 2013年, pp.20

6. 研究組織

(1) 研究代表者

川田 菜穂子 (Kawata Nahoko)

大分大学・教育福祉科学部・准教授

研究者番号: 90608267